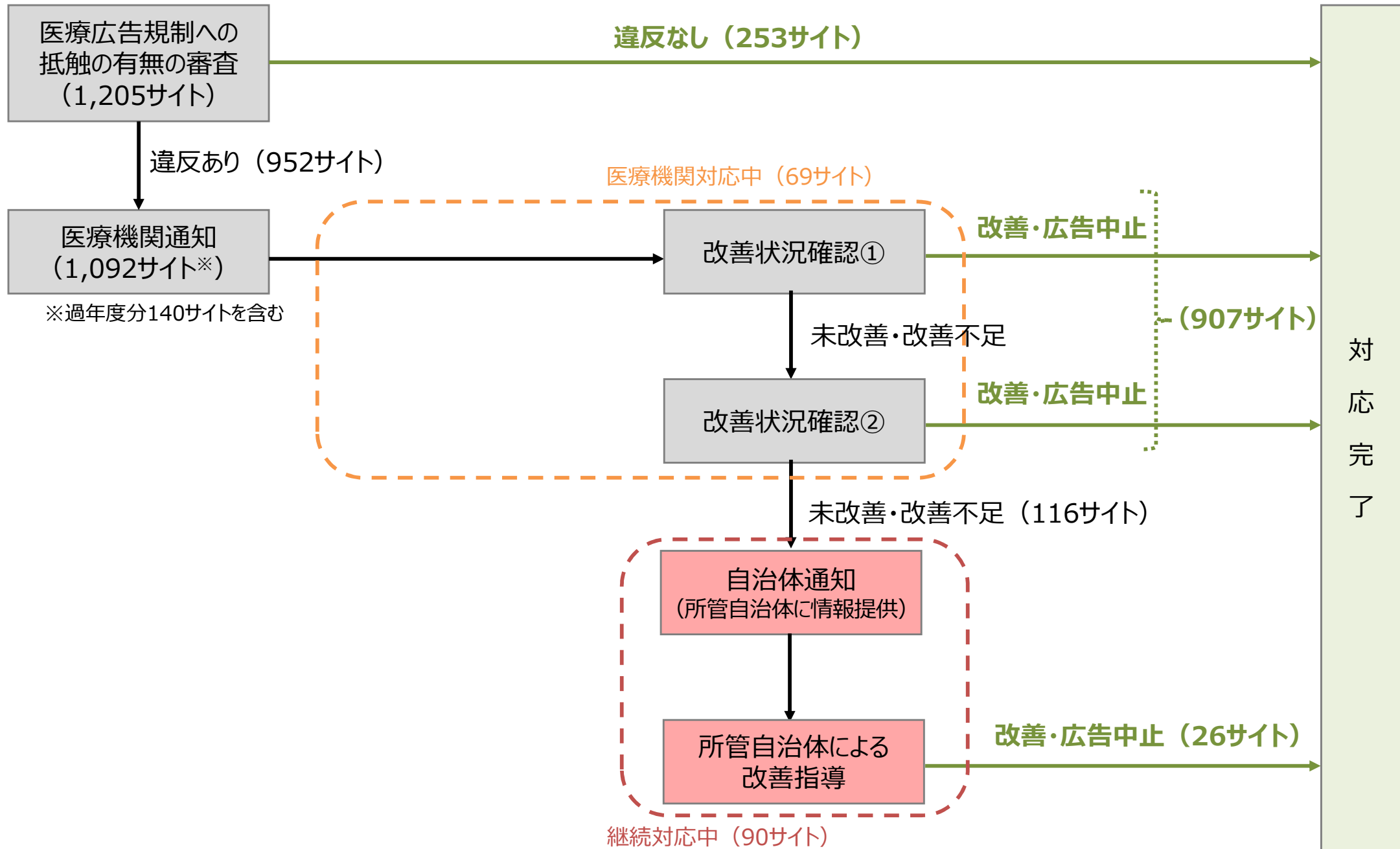


ネットパトロール事業の対応状況について

ネットパトロール事業の概況（令和2年度）



令和2年度審査対象事案の対応状況

○審査対象事案の対応状況（令和3年3月31日時点）

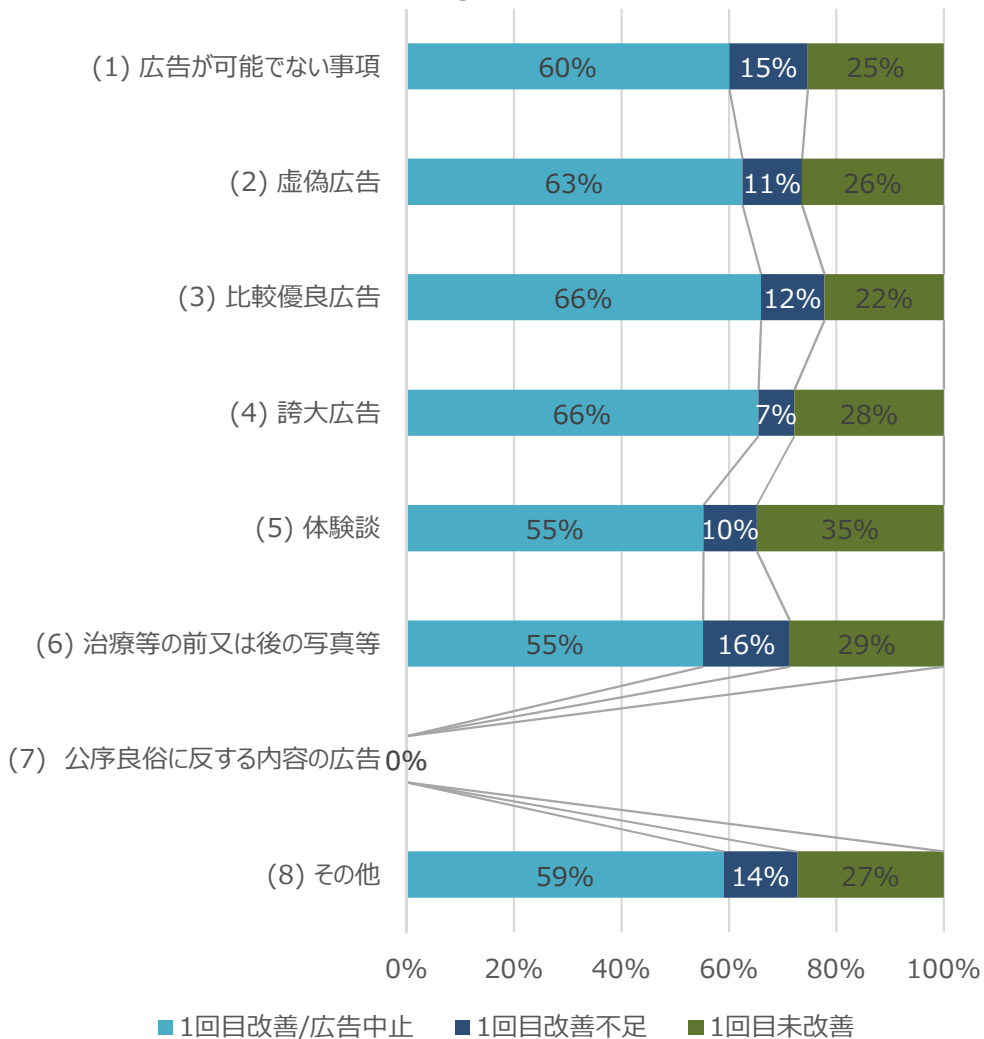
	審査実施	審査結果	医療機関通知	改善状況確認		自治体通知
通報受付	980サイト (1,375施設)	<違反なし> 199サイト (224施設)				
		<違反あり> 781サイト (1,151施設)	<通知済み> 847サイト※ (1,228施設)	<改善>	696サイト	(1,001施設)
	<広告中止>			17サイト	(17施設)	
	<改善不足>			49サイト	(71施設)	
	<未改善>			50サイト	(55施設)	
<医療機関対応中>	35サイト	(84施設)				
能動監視	225サイト (310施設)	<違反なし> 54サイト (62施設)				
		<違反あり> 171サイト (248施設)	<通知済み> 245サイト※ (341施設)	<改善>	192サイト	(240施設)
	<広告中止>			2サイト	(2施設)	
	<改善不足>			9サイト	(12施設)	
	<未改善>			8サイト	(10施設)	
<医療機関対応中>	34サイト	(77施設)				
計	1,205サイト (1,685施設)	<違反なし> 253サイト (286施設)				
		<違反あり> 952サイト (1,399施設)	<通知済み> 1,092サイト※ (1,569施設)	<改善・広告中止>	907サイト	(1,260施設)
	<改善不足・未改善>			116サイト	(148施設)	
<医療機関対応中>	69サイト	(161施設)				

※ 過年度分の事案を含む。

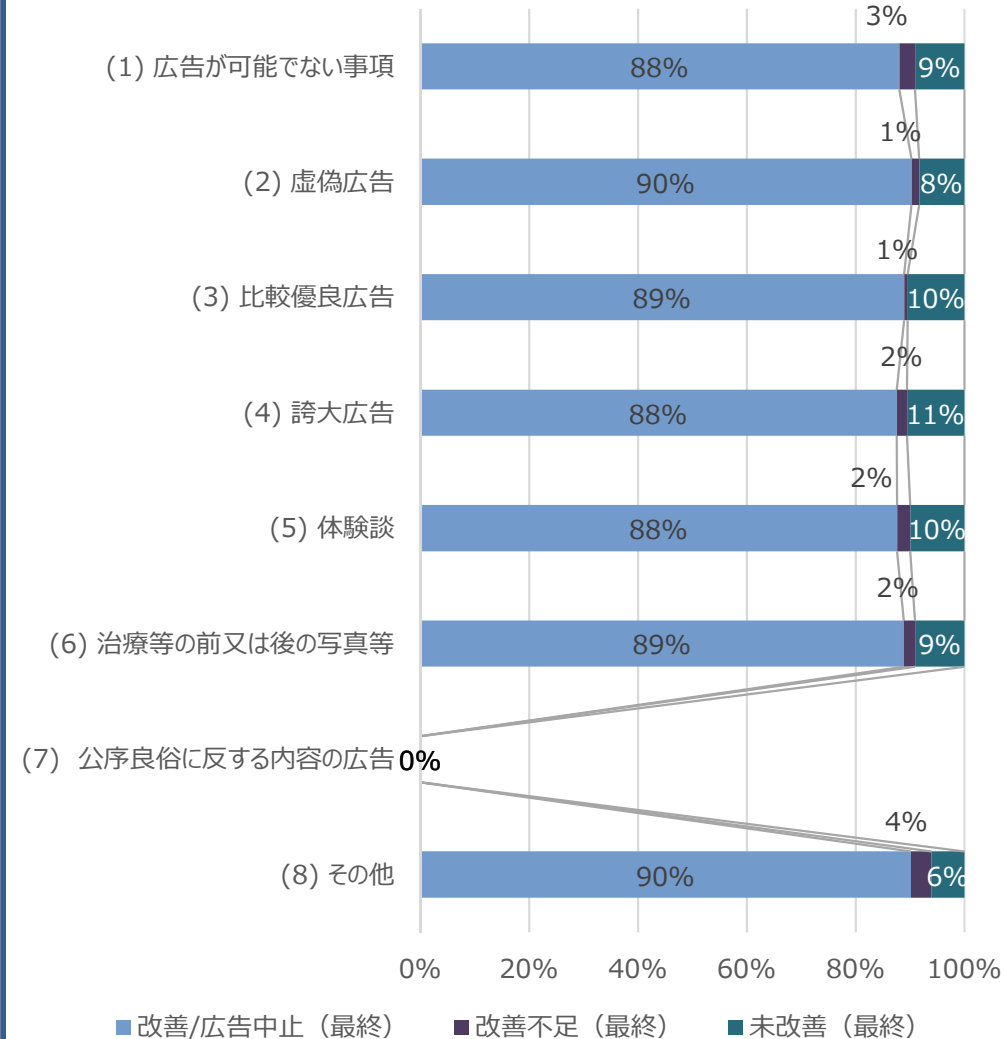
令和2年度改善状況確認の実施について（通報受付分）

- ネットパトロール事業では、医療機関通知（規制内容の周知）を行ってから約1ヶ月を目安に改善状況の確認を行っている（改善状況確認①）。その後、必要に応じフォローアップを行う（改善状況確認②）。
- 1回目の確認によって事項により66%～55%が改善され、2回目の確認まで入れると90%～88%が改善されている。

「改善状況確認①」時点の改善状況



「改善状況確認②」時点の改善状況



ネットパトロール事業の概況について

○ 令和2年度医療機関通知事案の過去の対応状況について

令和2年度実績 (R3.3.31現在)	サイト数
医療機関通知件数 (通報受付分)	847サイト
改善	696サイト
広告中止	17サイト
医療機関対応中	35サイト
自治体通知件数	99サイト

計 748サイト

令和2年度の自治体通知以外の事案	サイト数
医療機関通知件数 (初回指摘)	733サイト
医療機関通知件数 (過年度指摘有) ※1	15サイト
過年度の医療機関通知により改善した件数	15サイト
過年度の医療機関通知により改善せず 自治体通知となった件数	0サイト

令和2年度の自治体通知事案	サイト数
医療機関通知件数 (初回指摘)	96サイト
医療機関通知件数 (過年度指摘有) ※1	3サイト
過年度の医療機関通知により改善した件数	0サイト
過年度の医療機関通知により改善せず 自治体通知となった件数※2	3サイト
改善不十分	2サイト
未対応	1サイト

※1 いずれのサイトも、過年度の指摘回数は1回。

※2 いずれも、本年5月下旬に所管自治体に対応を依頼。

○所管自治体へ情報提供後の医療機関の対応状況（各年度分について、令和3年3月31日時点）

- ネットパトロール事業者からの注意喚起で改善に至らない場合、所管自治体へ情報提供を行っている。
- 医療機関の対応までに期間を要する事案は存在するものの、多くは改善や広告中止等の対応が行われている。

	自治体通知件数 (サイト数)	対応完了			継続対応中
			改善	広告中止	
平成30年度	80	64	62	2	16
令和元年度	145	88	78	10	57
令和2年度	116	26	23	3	90
合計	341	178	163	15	163

○自治体通知件数 : 各年度に所管自治体に情報提供を行った件数

○改善 : 所管自治体からの指導後に改善対応された件数

○広告中止 : 所管自治体からの指導後にウェブサイトが閉鎖された件数

○継続対応中 : 所管自治体による指導中の件数

ネットパトロール事業の概況について

○ 平成30年度に自治体に対応依頼を行ったサイトの対応状況について

平成30年度実績	サイト数
通報受付件数	8,358サイト
医療広告関係件数	6,726サイト
審査対象（重複除外後）件数	1,525サイト
医療機関通知件数	1,191サイト
自治体通知件数	80サイト
対応完了件数	64サイト
継続対応中	16サイト
指摘事項について対応* <small>(以下は令和3年5月31日時点の状況)</small>	5サイト
指摘事項に一部対応	7サイト
指摘事項に未対応	4サイト

※指摘箇所の他に新たに違反箇所が確認されたものを含む

抵触種類別 (16サイト計36箇所)	うち、未対応 (4サイト7箇所)
(1)広告可能事項以外の広告	17箇所 3箇所
(2)虚偽広告	0箇所 0箇所
(3)比較優良広告	3箇所 1箇所
(4)誇大広告	4箇所 1箇所
(5)患者等の主観に基づく体験談	3箇所 1箇所
(6)ビフォーアフター写真等	3箇所 0箇所
(7)公序良俗違反	0箇所 0箇所
(8)その他（費用に関する記載等）	6箇所 1箇所

【当該4サイトに関する具体的な指摘内容】

- [事例1] 医療機関名と併記する名称のセンター表記
- [事例2] 雑誌で紹介された院長に関する記事の掲載
- [事例3] 著名人・有名人に関する記載 + 提供する治療の内容が明確ではない診療科名
- [事例4] 体験談 + 自由診療に係るリスク・副作用が不十分な記載 + 治療費の割引の強調

今後の対応

- 当該医療機関を所管する自治体からは、継続して指導をしていく方向であることを確認しており、自治体に対し、医療広告ガイドラインにおける広告指導の方法に沿って、引き続き着実な対応を依頼。
- 改善状況については、年2回（7月頃、1月頃）経過の共有を受けることとしており、必要に応じ連携して対応。
- 「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」を通じて、関係業界にも規制の内容の周知を行う。

(参考) 広告指導の体制及び手順 ※「医療広告ガイドライン」(令和3年3月25日最終改正) から抜粋・要約

(1) 広告内容の確認

違法性が疑われる広告等に関する相談や指導に当たっては

- ① まずは、各都道府県等において、法や本指針に抵触しないか否かを確認し、違反していると判断できる広告については、広告を行う者に対して必要な指導等を行う
- ② 都道府県等において、広告に該当するか判断できない情報物や違反しているかどうか判別できない広告については、その内容について、都道府県等の職員から厚生労働省医政局総務課あてに照会する

(2) 広告違反の指導及び措置

ア 調査及び行政指導

任意の調査として、当該広告等に記載された医療機関等に対して、説明を求める等により必要な調査を行う。違反広告を発見した場合には、通常はまず、行政指導として、広告の中止や広告の内容を是正するよう、医療広告を行っている医療機関等に求め、さらに必要に応じて違反広告物の回収、廃棄等を指導する。併せて、必要な場合には、広告を作成した者等に対しても任意での調査や指導を行う。また、法に違反している広告については、必要に応じ、当該違反広告の責任者等に対して、報告書の徴収、書面による改善指導等の行政指導としての措置を講じる。

イ 報告命令又は立入検査

アの任意の調査に応じない場合等、必要な場合には法第6条の8第1項の規定に基づき、都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長は、当該広告を行った者に対し、必要な報告を命ずること(報告命令)、又は当該広告を行った者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書(広告物そのもの、作成段階の案、契約書、診療録その他の内容が正確であることを確認するために必要な書類等)その他の物件(施設、構造設備、医療機器等)を検査させること(立入検査)により、調査を実施する。

ウ 中止命令又は是正命令

広告違反を発見した場合には、通常はまず、行政指導により広告の中止や内容の是正を求めることとなるが、行政指導に従わない場合や違反を繰り返す等の悪質な事例の場合には、法第6条の8第2項の規定に基づき当該違反広告を行った者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずること。なお、不利益処分たる中止命令又は是正命令については、その実施に先立ち、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条に規定する弁明の機会を付与しなければならないことに留意。

エ 告発

- ① 直接罰の適用される虚偽広告を行った者が中止若しくは内容の是正の行政指導に応じない場合
- ② 報告命令に対して、報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした場合
- ③ 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- ④ 中止命令若しくは是正命令に従わず、違反広告が是正されない場合

には、司法警察員に対して書面による告発を考慮。なお、罰則は、①又は④の場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、②又は③の場合には、20万円以下の罰金が適用される。

オ 行政処分

悪質な違反広告を行った場合には、エに示した告発のほか、行政処分として、必要に応じ法第28条の規定に基づく管理者変更命令又は法第29条第1項第4号に該当するとして、同項の規定による病院又は診療所の開設の許可の取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることが可能。